

平成三十年政令第二百九十三号

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の
一部を改正する法律の施行に伴う関係政令
の整備及び経過措置に関する政令 抄

内閣は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進
法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十
二号）の施行に伴い、並びに同法附則第三十二条
及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定す
る。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第十四条）

第二章 経過措置（第十五条）

附則

第二章 経過措置

第十五条 卸売市場法及び食品流通構造改善促進
法の一部を改正する法律（以下「改正法」とい
う。）の施行の日前に沖繩振興開発金融公庫法
（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一
項（第四号に係る部分に限る。）の規定により
沖繩振興開発金融公庫が締結した貸付契約に係
る貸付金（第七条の規定による改正前の沖繩振
興開発金融公庫法施行令（以下「旧公庫法施行
令」という。）第二条第六号及び第七号に掲げ
る資金に係るものに限る。）並びに当該貸付金
に係る改正法第二条の規定による改正前の食品
流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九
号。以下この項において「旧構造改善法」とい
う。）第五条第二項に規定する認定計画に係る
変更の認定及び認定の取消し並びに当該認定計
画に係る旧構造改善法第十条の規定による報告
の徴収については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることと
される報告の徴収に係る改正法の施行の日以後
にした行為に対する罰則の適用については、な
お従前の例による。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成三
十年十月二十二日）から施行する。